

令和8年度疾病管理指導者養成講座参加者募集要項

呉市国民健康保険では糖尿病，慢性腎臓病，脳卒中，心筋梗塞等の慢性疾患を有する被保険者を対象に重症化又は発症・再発予防のための個別保健指導を行っています。疾病管理指導者養成講座は，この個別保健指導を行うことができる看護師及び保健師を養成する講座です。この講座を受講後，呉市に登録し，対象者の方に保健指導を実施します。

1 疾病管理指導者とは

対象者の QOL の維持向上を目指し，糖尿病，慢性腎臓病，脳卒中，心筋梗塞等の慢性疾患の重症化又は発症・再発を予防するため，専門的な知識を活用して保健指導を行う看護師及び保健師です。

医療機関で治療を受けている対象者へ，食事や運動，服薬管理，セルフモニタリング等の指導を行い自己管理能力や自己達成感の向上，さらに検査データの改善などより良い療養生活を実施できるための支援を行います。

2 講座内容

業務を行っていただくために必要な専門的な知識や，技術（面談技術，フィジカルアセスメント，インスリン注射や SMBG 等の手技など）を習得していただきます。パソコンを使用した e-learning での学習，講義やロールプレイ，実際の指導の見学も行います。詳細については別紙 1 を参照してください。

3 講座期間

受講していただく講座のレベルによって異なります。詳細は別紙 1 を参照してください。受講中は，タブレットの貸出と託児サービスもあります。

4 定員

5人

5 講座受講後の流れ

講座修了後は，呉市疾病管理指導者として，会計年度任用職員に登録されます。採用後従事していただく業務は次のとおりです。

(1) 糖尿病発症予防事業

呉市国民健康保険特定健康診査の結果から HbA1c の値が保健指導値にあり，医療機関での治療がない方のうち，一定期間歯科受診のない方へ，電話により，糖尿病と歯周疾患の関連性の説明や血糖コントロールについての保健指導，及び歯科医療機関への受診勧奨を行います。

- (2) 糖尿病重症化予防プログラムでの指導
糖尿病（腎機能の低下のない方）で治療を受けられている対象者の方に個別面談と電話での保健指導を行います。
- (3) 修了者へのフォロー支援
各疾病のプログラムを修了された方に半年に1回、検査データを基に電話で保健指導を行います。
- (4) 報告書作成
保健指導実施後、指導内容を対象者の主治医へ報告するための文書を作成していただきます。

6 応募要件

- (1) 広島県内に住民票があり昭和39年4月1日以降に生まれた方
- (2) 看護師又は保健師の資格を持っていること
- (3) 現在離職中であること又はそれに準ずる状況にあること
- (4) 原則、全ての講座に参加できること

7 応募期間・方法

令和8年4月1日（火）から5月15日（金）まで

期間内に必要書類を提出してください。面談により受講の可否を決定します。

必要書類：受講申込書

申込時に看護師免許又は保健師免許を確認させていただきます。

※受講決定については5月22日（金）までに文書にて通知します。